

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）の 構成・課題・基本的な考え方・重点的取組（案）

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 策定体制

※協議会での検討、アンケート調査の実施、グループインタビューの実施、パブリックコメントについて記載します

第2章 本市の高齢者保健福祉・介護保険事業の現状

1 高齢者の現状

※高齢者人口、世帯の状況について記載します

2 介護保険事業の現状

※被保険者の状況、要介護認定者数・利用者数の状況、介護保険サービス利用者数の状況、サービス別の利用実績と給付費の推移について記載します

3 アンケート調査から見た現状

※アンケート調査結果より、課題や重点施策に合わせて掲載します

第3章 これまでの取組と課題

1 これまでの取組

※第6期計画の取組状況について、基本目標ごとに評価・整理します

2 計画策定に当たっての国の動向

※国の動向について整理します

3 本市の高齢者福祉に関する課題

本市の高齢者福祉に関する課題は次のとおり様々です。例えば「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりの推進」にも「認知症対策の充実」にも地域の支えが必要であり、「在宅生活を支える施策の充実」には「医療と介護の連携強化」が必要です。課題は独立したものではなく、面的かつ複合的に対処すべきものとなっています。また、高齢者が元気な状態から介護が必要な状態まで、様々な状況・ニーズに応じた切れ目のない継続的な支援が必要です。

このような高齢者福祉に関する課題に対し、地域全体が共通の意識を持ちながら、互いに切れ目なく、相互に重なり合いながら、問題解決のために取組んでいくことが必要となっています。

(1) 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりの推進

①高齢者の地域活動への参加促進

本市では、NPO・ボランティア活動の啓発等に係るセミナーの開催や、老人クラブ・自主グループへの支援、シルバー人材センターへの支援等を行ってきました。

一方、市民一般調査では、高齢者の地域活動やボランティア活動、地域行事等への参加状況は、“参加していない”が最も多く、就労状況も「仕事をする意思がないので、働いていない」が最も多くなっています。しかし、これから参加したい活動では「自分の楽しみが得られる活動」が最も多く、「生きがいや健康づくりができる活動」「興味ある知識や教養が得られる活動」と続いており、内容によって地域活動への参加が増える可能性がうかがえます。

今後も、元気な高齢者の力を本市の高齢社会の地域づくりにいかせるよう、高齢者が培った能力や経験をいかし、ライフスタイルや意欲に応じて参加できる地域活動への参加の仕組みと就労環境の整備が求められています。

②地域の支え合いの推進

本市では、地域の支え合いの推進として、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターの配置、わがまち懇談会や準備委員会の開催支援などを行ってきました。

市民一般調査、要支援・要介護認定者調査では、地域の支え合いとしてできることとして、どちらの調査でも「安否確認など」が最も多く、ほかに「ちょっとした買い物」「災害時の手助け」「趣味など世間話の相手」などが上位になっています。

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、高齢者と地域の人による支え合いを推進していくことが重要です。

(2) 介護予防の充実

①介護予防の普及啓発の推進

本市では、介護予防の普及啓発のため「平成27年度 元気一番!! 介護予防」・「元気一番!! ふちゅう体操」のパンフレットの作成・配布や、ふちゅう体操の普及を行ってきました。

市民一般調査では、高齢者の介護予防に対する考えは、「意識して取り組んでいる」が3割半ばと最も多くなっています。しかし、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」、「きっかけがあれば取り組みたい」もそれぞれ1割半ば、1割強の回答がありました。

筋力の低下は加齢に伴い、誰にでも生じること、また何歳になっても筋力の維持・向上が可能であることを理解してもらい介護予防に積極的に取り組んでもらえるよう、市民への普及啓発を行っていくことが必要です。

②介護度の重度化を防ぐ施策の推進

要支援・要介護認定者調査では、要支援・要介護認定者のほとんどの人が何らかの病気にかかったことがあると回答しており、「高血圧症」「目の病気」「骨折・骨粗しょう症」が多くなっています。

病気の要因は様々ですが、年齢を重ねると自然と身体が弱くなり、動かさなくなったことも要因のひとつであり、介護認定を受けている人の多くの要因は生活不活発病にあるとされています。

適度な運動を行うことで要介護度は改善するとされているため、比較的軽度の要支援・要介護認定者に対して重度化を防ぐ取組を推進することが重要です。健康寿命の延伸が必要であり、自立し安定した生活を送るためには、少しでも早く介護予防に取り組む必要があります。

③身近な場所での住民主体による介護予防の推進

市民一般調査では、市の介護予防として「誰でも気軽に参加しやすいように介護予防事業の内容を改善する」「**様々な**介護予防事業を継続的に実施する」「身近な場所での住民が中心となった通いの場の取組を推進する」が望まれています。

また、住民主体の介護予防活動のために必要なこととして、高齢者からは「会場の確保」「活動する仲間」「介護予防の知識と技術」、第2号被保険者からは「経費の補助」「介護予防の知識と技術」「活動する仲間」が挙げられています。

これらのことから、「誰でも気軽に」「継続的に」「身近な場所で」「住民主体で」、そして高齢者の幸福度の視点から「楽しく」を加えた5つが今後の介護予防を推進するためのキーワードとして考えられ、身近な場所での住民主体による介護予防活動を促進するため、市は会場の確保等の運営面の支援が必要になります。

④総合事業の推進

本市では平成 29 年4月から総合事業を開始しました。現行相当の通所・訪問介護と緩和した市独自基準の訪問型・通所型サービスAを提供していますが、市独自基準のサービスを提供するにあたっては、現行相当**サービス**との差別化を図っていくことが重要です。

今後は、上記サービスに加え、訪問型・通所型サービスBやC、そしてDなど、地域の状況にあわせ、必要なサービスを一体的なものとして提供していくことが求められます。

また、一般介護予防事業における住民主体による通いの場は、従来の介護給付サービスだけではなく、多様なサービスを展開していくうえでの基盤(受け皿)となり得ることからその支援を行います。

(3) 認知症対策の充実

①認知症患者への対応の充実

介護保険サービス提供事業者調査では、利用者のうち医師から認知症と診断されている方が9割、認定調査で認知症と思われる方も7割弱と多くなっています。一方、認知症患者の支援にあたってのかかりつけ医との連携状況を見ると“とれていない”との回答が5割を超えています。また、認知症患者の支援に必要となることは、「認知症の人やその家族に対する支援が充実していくこと」が最も多く約6割、「認知症の人を支援する社会資源(施設、サービス)がより増えていくこと」(5割弱)、「認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れが示されること」(約4割)と続いています。

高齢者人口の増加とともに認知症高齢者数は増加していくと推測されることから、介護従事者**や家族**の認知症への対応技術の向上が必要となります。

②認知症を支える更なる地域づくりの推進

本市では、認知症の正しい理解と認識を深めるための認知症サポーター「ささえ隊」の養成や、認知症カフェの立上げ及び運営の支援、認知症ケアパスの作成・普及を行ってきました。

一方、市民一般調査、要支援・要介護認定者調査では、「認知症サポーター「ささえ隊」養成講座」も「認知症に関する講演会やシンポジウム」も、参加状況は1割、認知度は2～4割程度となっており、普及活動が十分とは言えません。

認知症は、高齢者人口の増加とともに増えていくこと、また誰にでも起こりうる可能性があるということを理解し、地域で支えあう仕組みを構築していくことが求められます。そこには地域住民だけではなく、認知症疾患医療センターや地域の認知症サポート医が連携して関わっていくことが重要となります。また、認知症カフェや認知症サポーター、見守りネットワークといった地域資源を有効活用していくことも重要になります。

(4) 医療と介護の連携強化

①地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

国では、第7期計画策定に向けた介護保険の見直しのポイントの1つとして「地域包括ケアシステムの深化・推進」を挙げており、その中で「医療・介護の連携の推進等」が掲げられています。

医療と介護の連携：医療関係者調査では、医療と介護の連携を進めるうえで、連携の仕組みづくりに必要なことは「多職種との顔の見える関係づくり、交流を進める」「府中市内に包括的な医療介護の連携拠点を整備する」、人材育成に必要なことは「医療・介護の相互理解のための専門研修を進める」、サービス・基盤整備に必要なことは「独居の方や医療依存度の高い方が在宅で暮らせる支援策を充実する」、相談支援・情報提供に必要なことは「在宅療養支援相談窓口の機能を充実させる」が最も多くなっています。

医療と介護の連携は、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、ますます重要となるため、連携強化に向けた取組を検討し着実に実施していくことが必要です。

②医療と介護の協働関係の構築

在宅療養者への医療と介護の連携について、介護保険サービス提供事業者調査では4割強、医療と介護の連携：医療関係者調査では3割強が“連携していないと思う”と回答しています。

医療と介護の連携を図るためには、どちらの調査でも「医療と介護の関係者間で共通の目的を持つ」「医療関係者と介護関係者が情報交換できる交流の場を確保する」「在宅療養者の情報を共有するための統一的なフォーマットを作成する」が上位となっています。

このことから、医療と介護事業者が利用者の自立した日常生活という共通の目標のもと、情報交換や交流を持ちながらお互いの機能の違いをいかしつつ、お互いに必要とする関係を構築していくことが重要です。

(5) 在宅生活を支える施策の充実

①在宅介護の実現に向けたサービスの充実

要支援・要介護認定者調査では、介護保険制度をより良くするために市が力を入れるべきこととして、居宅サービス利用者、施設サービス利用者、サービス未利用者の三者とも「市内に特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護施設を増やすこと」を最も多く回答しています。

また、施設サービス利用者の今後生活したいところは、「特別養護老人ホームで暮らしたい」が最も多く、上記の回答と一致していますが、居宅サービス利用者及びサービス未利用者とともに「家族などの介護を受けながら自宅で生活したい」「介護保険居宅サービスを受けながら自宅で生活したい」が多くなっています。

これに対し、ケアマネジャー調査では、量的に不足しているサービスとして、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら定期巡回訪問と随時対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が最も多く回答しています。

これらのことから、自宅で生活したい希望はあっても、家族に介護負担をかけたくない、また在宅介護では対応しきれないので施設に入りたいと回答していることが推測されます。そこで、特別養護老人ホームという選択肢もありつつ、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」などのサービスの充実に回り、市民が希望する在宅での介護の支援を進めていくことが必要です。

②在宅生活を支える生活支援の充実

介護支援専門員（ケアマネジャー）調査では、在宅生活を支えるために今後充実が必要と感じる介護支援は、「相談・話し相手の訪問支援」が最も多く、「入浴のみの短時間の通所支援」「緊急時の短期入所支援」と続いています。

また、今後充実が必要と感じる生活支援は、「電球交換や雨戸の開閉等の軽微な家事援助」が最も多く、「通院介助」「移動販売・食材配達」と続いています。一方で、ケアマネジャー業務を行ううえでの課題は、「市内にインフォーマルサポートの種類が少ない」が最も多く約5割となっています。

このことから、介護保険サービスだけではなく、介護保険サービスでは対応できない、一般的な暮らしを送るための生活支援サービスを求めていることがうかがえます。そのため、総合事業等において、住民主体による多様なサービスの提供を検討する必要があります。

③在宅療養機関の連携の仕組みの構築

介護支援専門員（ケアマネジャー）調査では、在宅療養高齢者の急変時の医療機関へのスムーズな移行は「あまり行われていないと思う」が2割半ばとなっています。また、高齢者の在宅療養を進めていくうえで不足している機能は、「在宅療養をしている方の状況変化時に受け入れ可能な入院施設」が最も多く7割弱、「訪問診療や往診をしてくれる診療所」が6割弱となっています。

在宅での療養が安心してできるよう、在宅医療に対応できる医療機関の**情報提供や相談支援を充実させるとともに**、緊急時における連携の仕組みの構築が必要です。

（6）介護者への支援の推進

市民一般調査では、市が優先して取り組むべきサービスとして、「家族介護者への支援制度を充実すること」が高齢者、第2号被保険者ともに2番目に多く、「訪問介護やデイサービスなどの介護保険居宅サービスを充実させること」が3番目に多くなっています。また、要支援・要介護認定者調査では、介護者支援として必要だと思うものは、居宅サービス利用者もサービス未利用者も「介護者が気軽に休息がとれる機会づくり」「介護者に対する定期的な情報提供」「在宅介護者への手当」が多くなっています。家族介護者の負担を軽減できるような機会の提供や、介護者同士の情報交換の機会を設けるなど、介護者支援策の充実が必要です。

（7）地域包括支援センター機能の一層の充実

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、日常生活圏域により、家族構成や住まい、外出の手段などに環境の差異があることが明らかとなりました。

また、地域包括支援センター別ワークショップでも、日常生活圏域ごとに、地域資源や取組状況、課題が異なることがわかりました。

本市では、地域包括支援センターを11か所設置し、高齢者やその家族が居住地域で、いつでも気軽に相談ができるように支援体制の推進を図ってきました。

日常生活圏域ごとの状況に対応していくためには、地域に密着した地域包括支援センターの機能の一層の充実を図り、それぞれの地域を分析し、適切な施策を進めることが必要です。

(8) 高齢者の住まいの選択肢の拡大

要支援・要介護認定者調査では、施設サービス利用者の今後生活したいところは、「特別養護老人ホームで暮らしたい」が最も多く、居宅サービス利用者及びサービス未利用者はともに「家族などの介護を受けながら自宅で生活したい」「介護保険居宅サービスを受けながら自宅で生活したい」が多くなっています。同様に、認知症になっても住み慣れた家で暮らしたいかどうかについても、施設サービス利用者は「適切な施設があれば入所したい」、居宅サービス利用者及びサービス未利用者はともに「できることならば住み慣れた家で暮らし続けたい」が最も多くなっています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするためには、その人自身のニーズや身体状況に合った施設や住まいを選択することができ、また、介護の必要度に応じて、一般住宅からサービス付き高齢者向け住宅、そして福祉施設へ住まい方を変えられる仕組みを充実する必要があります。そのためには、福祉施策と住宅施策を連携させ、高齢者の住まいの総合的な支援を行うことが重要です。

(9) 介護人材の確保・育成

国では、新三本の矢のうちの「安心につながる社会保障」として介護離職ゼロを掲げており、その緊急対策の1つに、求められる介護サービスを提供するための人材の育成・確保が挙げられています。

介護保険サービス提供事業者調査では、職員の1年間の平均離職率は常勤で11.4%、非常勤で13.1%となっており、1割強の職員の交代が毎年発生していることとなります。離職理由は、常勤、非常勤ともに「収入が少ない」「心身の不調、高齢」「いろいろな職場の経験希望」が上位となっています。

また、職員の研修・教育等に関して困っていることは、「人材育成のための時間がない」が最も多く、「研修を受講させる人的な余裕がない」と続いており、育成の余裕がないことがうかがえます。

介護支援専門員（ケアマネジャー）調査でも、自立支援に向けたケアプランの作成が十分にできていると「思う」が5.7%、「少しは思う」が68.9%となっており、しっかりと自信が持てているケアマネジャーは約5%にとどまります。また、ケアマネジャーとして市に望むことは、「介護保険に関する情報提供、研修の実施」が5割を超えています。

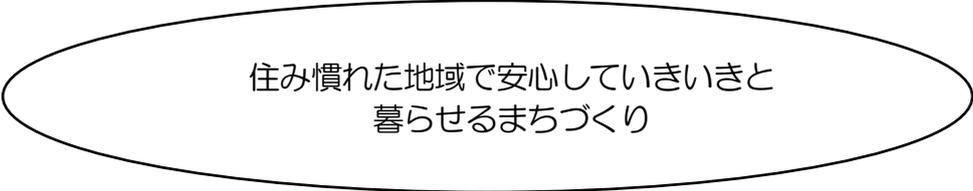
職員が離職しないよう、職場の環境づくりや柔軟な勤務体制、キャリアアップなどの支援のあり方を検討しつつ、人材の資質向上のため、都の研修支援事業等の施策を有効活用できるよう情報提供を行っていくことが必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の目指すもの（理念）

（1）計画の理念

府中市福祉計画の基本理念である「みんなでつくる、みんなの福祉～人と人とが支え合い幸せを感じるまちを目指して～」の実現に向けて、本計画では、「第6期計画」の基本的な考え方を継承しつつ、地域包括ケアシステムの構築を目指し、次のように理念を設定します。



住み慣れた地域で安心していきいきと
暮らせるまちづくり

（2）計画の考え方

1 「自助」「互助」「共助」「公助」

従来の「公助」「共助」主導の福祉ではなく、「自助」「互助」の役割を再評価し、これらと相まって総合的な施策の展開が必要です。本市では、「個人の尊厳を尊重しながら、自助・互助の役割に配慮しつつ、それではカバーできないことに公的サービスによる対策を講じる」ことを基本的な考え方とします。

2 地域包括ケアの推進

府中市福祉計画では、地域包括ケアシステムを「本来あらゆる人のためのもの」と考え、福祉保健分野全体で考えていくこととしています。本計画では、高齢者を対象に本計画の理念である、「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」を目指した地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を進めます。

3 市民・関係機関・事業者との協働

市民、自治会・町会などの地域組織・団体、NPO・ボランティア団体、事業者、教育機関などの個々の取組を行政が仕組みづくりの点から支援し、ソーシャルキャピタル※の醸成に努めます。

※ソーシャルキャピタル…地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等

2 計画の基本目標

本計画では、「第6期計画」の基本目標を継承し、次のように基本目標に掲げ計画を推進します。推進にあたっては、福祉施策の考え方にに基づき、住民主体である「自助」「互助」を評価しつつ、市民・関係機関・事業者との協働による「共助」や行政施策としての「公助」にて支援を行い、地域全体として目標に取り組んでいきます。

- 目標1 高齢者の生きがいづくり・就労支援の推進
- 目標2 健康づくり・介護予防の推進
- 目標3 地域での生活を支える仕組みづくりの推進
- 目標4 介護保険制度の円滑な運営

3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）の体系

別紙案

第5章 重点的取組

1 住民主体による地域づくりの推進

① 地域の支え合いの推進

地域力の向上（支え合いは自らの幸せの向上にもつながるという意識の醸成）、支え合い活動を行いたい人に対する支援

② ボランティアの推進

ボランティア活動の推進、市民のボランティア意識の向上、介護支援ボランティア制度の検討

③ 高齢者が担い手となる生活支援サービスの仕組みづくり

NPO・ボランティア団体や活動グループの立ち上げを支援

2 総合事業の推進

① 総合事業を構成する各事業の推進

介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業を推進しつつ、市民と市が協働するサービスを検討

② 介護予防ケアマネジメントの充実

身体の状態や置かれている環境等に応じて自立した生活を送ることができるよう支援、重度化防止に対する支援

3 認知症対策の充実

① 認知症についての理解促進

認知症ケアパスの普及等により、認知症の人を地域で支える仕組みを強化、認知症サポーターの推進

② 認知症の方への対応の更なる充実

初期集中支援チームの**推進**

③ 地域での認知症の方と家族支援の強化（認知症カフェ等）

認知症カフェ等を活用した、認知症の**方**とその家族への支援

4 医療と介護の連携強化

① 共通の目標を持ちお互いの機能を活かした協働関係の構築

介護従事者と医療従事者の協働関係を構築し、医療と介護の連携を強化

② 在宅療養支援の仕組みづくり

在宅療養相談窓口の周知、在宅療養環境整備の推進

③ 在宅療養への市民意識啓発事業の実施

在宅療養の推進に向け、市民への情報提供や意見交換の場づくりを推進

5 介護者への支援の充実

① 相談支援体制の充実

介護者の相談支援体制の充実を図り、負担緩和と適切な制度利用へとつながるように支援

② 介護者への情報提供の充実

介護者への講習や、介護者同士の交流の支援を推進

③ 介護者支援サービスの推進

家族介護者の負担軽減につながる支援方法を検討

6 地域支援体制の推進

① 地域包括支援センターの機能強化

従来業務に加え、総合事業の実施とあわせ、地域包括支援センターの機能の強化、体制の確保

② 地域ケア会議の充実

地域ケア会議を開催し、本市の地域課題を解決するための社会基盤の整備を行う

③ 生活支援体制整備の推進

生活支援コーディネーターと協議体が協力しながら、地域包括支援センター等と連携して、地域資源の発掘等により、生活支援体制を整備

7 多様な住まい方への支援の推進

① 住まいの確保の支援

高齢者住宅の運営、多様なニーズや個々の身体状況に対応した住まいの支援、情報提供

② 住まいのあり方の検討

福祉施策と住宅施策が連携して、高齢者の住まいのあり方を検討

③ 住環境改善の支援

住宅改修助成を実施し、在宅高齢者の住環境改善を支援

第6章 計画の目標に向けた取組

目標1 高齢者の生きがいづくり・就労支援の推進

目標2 健康づくり・介護予防の推進

目標3 地域での生活を支える仕組みづくりの推進

目標4 介護保険制度の円滑な運営

※各事業の説明

第7章 介護保険事業計画（第7期）

1 介護保険事業に関する国の動きと市の考え方

2 介護保険の仕組み

3 介護給付・予防給付の見込み

4 サービス見込み量と質を確保するための方策

5 第1号被保険者の介護保険料の設定について

第8章 計画の推進に向けて

1 評価、点検、推進における組織

2 協働・ネットワーク

3 庁内体制の整備

資料編

※地域資源、協議会について（委員名簿、検討経過）、アンケート調査・グループインタビュー調査の概要、用語集を掲載します。